

議員提出議案第4号

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年6月22日

川崎市議会議長 鏑木茂哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋崎嘉夫

” 潮田智信

” 小林貴美子

” 竹間幸一

” 宮原春夫

” 矢沢博孝

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成5年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定、同号を同項第5号とする改正規定及び同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

提 案 理 由

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。